

## 燃料油メーターの有効期間

計量法では、常に安定したサービスを提供するため、燃料油メーター等に有効期間を付しています。部品の摩耗、経年劣化などによりメーターの精度が低下してしまうおそれがあるため、有効期間満了前に修理と検定（構造と誤差が法律で定めた基準をクリアしているか、製造時または修理時に行う検査）を義務付けています。

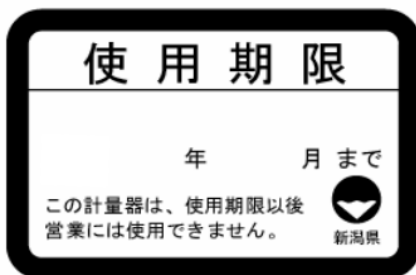


自動車等給油メーター  
（有効期間 7年）

小型・大型車載燃料油メーター  
（有効期間 5年）

検定証印	
有効期限	3 3 12

検定に合格したメーターには検定証印が付されます。プレートに打刻されている数字は有効期限を示す年月です。この場合平成33年12月末日が有効期限です。



メーターの使用期限（有効期限）を表示するシールです。新潟県で検定をした際に、消費者の見やすい位置に貼付しています。

## 有効期限の管理はメーターの所有者が行ってください

有効期限が過ぎているにもかかわらず、検定を受けていないメーター、または検定証印のないメーターで販売等行っていた場合は計量法違反となります。

所有者は検定の有効期限が近づいてきたら早めに修理事業者へ連絡し、有効期限前に必ず検定を受けてください。

《お問い合わせ先》

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3  
上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係  
Tel 025-520-5729